

令和5年9月県議会定例会提出議案の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、県民の暮らしや産業を守る緊急対策、日本一挑戦プロジェクトに係るもの及び国庫補助決定に伴うもの等に要する経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	1 4 6 億 4 , 4 0 0 万 8 千 円
---------	---------------------------

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,984億6,845万9千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

国 庫 支 出 金	2 , 5 8 3 万 6 千 円
繰 入 金	6 , 4 8 8 万 2 千 円
繰 越 金	1 4 5 億 1 , 7 2 9 万 円
県 債	3 , 6 0 0 万 円

です。

なお、港湾整備事業特別会計補正予算は細島港のふ頭用地造成等に係る繰越明許費を計上するものです。

一般会計歳出一覧

(単位:千円)

款別	補正前の額	今回補正額	計
総務費	46,885,852	14,105,369	60,991,221
民生費	99,539,537	8,428	99,547,965
労働費	1,547,611	3,391	1,551,002
農林水産業費	54,316,445	211,362	54,527,807
商工費	64,233,299	120,074	64,353,373
教育費	115,253,740	195,384	115,449,124
一般会計合計	683,824,451	14,644,008	698,468,459

○ 県民の暮らしや産業を守る緊急対策

① 宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業(畜産振興課) 181,000千円

※国制度への県独自の上乗せ補助は、全国初

国の子牛の価格差補填制度が適用される和牛繁殖農家に対して、県独自の補助を行うとともに高齢母牛の更新に要する費用を補助するための経費

○ 主な事業(日本一挑戦プロジェクト)

② 森林由来J-クレジット認証促進事業(森林経営課森林管理推進室) 4,400千円

※本県初

森林所有者等に対して、森林由来J-クレジット制度の周知を行うとともにクレジット認証等に要する費用を補助するための経費

③ プロチームキャンプ受入強化事業(観光推進課スポーツランド推進室) 55,282千円

※Jリーグ春季キャンプでの強化試合を大会形式で実施するのは、全国初

関係機関に対して、サッカー春季キャンプ強化試合実施に係る費用の負担等を行うための経費

○ 主な債務負担行為(日本一挑戦プロジェクト)

・ 県有スポーツ施設整備事業(テニスコート改修工事)(国スポ・障スポ準備課)

(限度額)2,300,000千円

※ハードコートの規模は、西日本最大

ひなた宮崎県総合運動公園のテニスコートを整備するため、債務負担を設定

特別議案の概要

【条例 5 件】

○ 議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）

県税窓口における証明手数料について、10月から証紙払が廃止されることに伴い、申請者の支払時期を変更するほか、宮崎県屋外型トレーニングセンター使用料について、使用状況等を踏まえて、使用料の改正を行うものである。

○ 議案第 4 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に改められたことに伴い変更された国の措置を踏まえて、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 5 号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （県警本部総合管理課）

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における位置付けが5類感染症に改められたことに伴い変更された国の措置を踏まえて、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 6 号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（人事課行政改革推進室）

宮崎県屋外型トレーニングセンターについて、供用開始後の使用状況等を踏まえ、利用料金の上限額の改正を行うものである。

○ 議案第 7 号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （市町村課）

使用料及び手数料徴収条例に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外3件】

○ **議案第8号 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について（農村計画課）**

令和5年度から開始する土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の市町村負担金徴収について、土地改良法第90条第10項の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **議案第9号 財産の取得について（消防保安課）**

防災救急ヘリコプターの取得について、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

取得価格 2,662,000,000円

○ **議案第10号 教育委員会委員の任命の同意について（1件）（人事課）**

教育委員会委員について、別紙の者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

【報告 5 件】

○ **報告第 1 号 損害賠償額を定めたことについて**

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告
13 件 2,850,427 円

○ **報告第 2 号 県が出資している法人等の経営状況について**

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告

宮崎県道路公社等 13 件

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第 4 条第 3 項の規定による経営評価の報告

公益財団法人宮崎県私学振興会等 22 件

○ **報告第 3 号 宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（令和 4 年度）について**

宮崎県中山間地域振興条例第 7 条第 2 項の規定による、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて実施した主な施策についての報告

○ **報告第 4 号 公立大学法人宮崎県立看護大学の令和 4 年度の業務実績に関する評価結果について**

地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 6 項の規定による、宮崎県地方独立行政法人評価委員会が行った公立大学法人宮崎県立看護大学の業務実績に関する評価結果の報告

○ **報告第 5 号 家庭教育を支援するための施策の実績（令和 4 年度）について**

宮崎県家庭教育支援条例第 18 条の規定による、家庭教育を支援するための施策の実績についての報告

9 月 県 議 会 定 例 会 に 提 案 予 定 の 特 別 議 案 の 内 容

区 分		現 委 員	提 案 予 定 の 人	備 考
教育委員会 委 員	氏 名	高木 かおる(たかぎ かおる) (58)	松山 竜也(まつやま たつや) (47)	任期満了
	役職名	相愛保育園・相愛ひめぎ保育園統括園長	都城泉ヶ丘高等学校附属中学校PTA会長 (一社) ハルナビア代表理事	
	任 期	令 元. 10. 10～令 5. 10. 9 (2)	令 5. 10. 10～令 9. 10. 9 (1)	

(注) 年齢は令和5年9月8日現在。「任期」の()内の数字は任期数。